

年金は老後のためだけではありません！

障害者のための障害基礎年金

国民年金に加入中（もしくは60歳以上65歳未満で日本に住んでいる）に初診日のある病気やけがで国民年金法の政令に定める1級または2級の障害の状態になった人が受けられます。

障害基礎年金額（平成22年度の額）
 1級・・・99万1000円
 2級・・・79万2100円

ただし、受給にはいくつかの要件があります。

事例1

脳梗塞で倒れ、体に重度のマヒが残った50歳のBさんは障害年金を受け取ることができました。

なぜ？

Bさんは国民年金に加入した20歳のときから国民年金の納付を行い、失業等で支払い困難なときは免除申請手続きを行ってきたので、障害基礎年金を受けるための要件がありました。

事例2

26歳で重い精神疾患を発症したAさんは障害年金を受け取ることができませんでした。

なぜ？

Aさんは20歳から26歳までの期間中、3分の1以上の年金の未納期間があったので障害年金を受け取る要件がありませんでした。

また、直近1年間の期間も未納だったためです。



何かあってからでは遅い！
国民年金は万が一の備えです

特別障害給付金額（平成22年度・月額）

1級・・・5万円
 2級・・・4万円

国民年金加入前に障害者になった方は・・・

国民年金に加入する20歳になる前に1級、2級の障害者になった場合は、20歳になったときから障害基礎年金を受給できます。ただし、本人に一定以上の所得がある場合は、所得額に応じて全額または半額が支給停止になります。

特別障害給付金

国民年金への加入が任意だったために加入せずに障害を負い、障害基礎年金を受けられない方のために平成17年4月から特別障害給付金制度があります。対象となる人は年金係へご相談ください。

対象となる人

昭和61年度以前に配偶者が厚生年金に加入していたので国民年金は任意加入だった人や、平成3年度以前の学生で任意加入していたなかつた人のうち障害基礎年金の1級、2級の障害の状態の方

障害厚生年金

厚生年金に加入中に初診日のある病気やけがなどで、障害等級の1級と2級に該当した場合は障害基礎年金に上乘せして障害厚生年金が受けられます。

また、障害の程度に応じて3級の障害厚生年金、障害手当金があります。

※ただし、受給には障害基礎年金と同様にいくつかの要件があります。

※初診日に加入していた年金制度で請求手続き先が異なります。

【お問合せ先】

国民年金（第1号被保険者）

の方の請求手続き

市役所年金係

☎ 97315498

厚生年金、第3号被保険者

の方の請求手続き

コザ年金事務所

☎ 93313439

